

収入  
印紙

## 分収造林契約書

公益財団法人 鳥取県造林公社（以下「甲」という。）と土地所有者（以下「乙」という。）は、分収造林特別措置法に基づく分収造林を目的として、次のとおり分収造林契約を締結する。

（信義誠実の尊重）

第1条 甲および乙は、信義に従って相互に協力し、かつ誠実にこの契約の履行にあたるものとする。

（造林の対象とする土地）

第2条 この契約において造林の対象とする土地（以下「造林地」という。）は次の土地とする。

住所

台帳面積 m<sup>2</sup>

実測面積 ha （別記実測図面のとおりに従う）

（契約の存続期限）

第3条 この契約の存続期限は契約締結の日から満 年とする。ただし契約の目的達成上特に必要があると認めた場合には、甲乙の協議により造林地の全部又は一部について存続期限を変更する事ができる。

（地上権）

第4条 乙は、造林地について甲のために契約に基づいて植栽された樹木（以下「造林木」という。）の所有を目的とする地上権を設定するものとする。

2 前条の地上権の存続期限はこの契約の存続期限と等しいものとする。

第5条 地上権が消滅した場合には、甲は、造林地を原状に復することなく乙に返還するものとする。

第6条 地上権に関する登記は、すべて甲が行うものとする。

（費用の負担）

第7条 甲は、別に定めるもののほか、次の経費を負担するものとする。

- 植栽および保育を行うに要する費用
- 有害鳥獣および病虫害の防除に要する費用
- 造林地の境界標その他の標識の設置に要する費用
- 造林地および造林木の管理に要する費用

2 造林地に対し林道その他公共施設の設置による受益者負担金が課せられ、甲乙双方においてこれを認めた場合には、当該負担金のうち土地に対応する金額は乙がこれを分担し、造林木に対応する金額は、甲と乙とが収益の分収の割合によってこれを負担するものとする。

3 乙は、この契約において別に定めるもののほか、造林地の公租公課を負担するものとする。

(乙の義務)

第8条 乙は、別に定めるものを除き、次の義務を負うものとする。

- (1) 地上権の設定登記について甲に協力すること。
- (2) 火災の予防および消火
- (3) 盗伐、誤伐その他の加害行為の予防および防止
- (4) 有害鳥獣および病虫害の駆除ならびにまん延の防止
- (5) 甲が行う造林地の境界の測量および境界標その他の設置に協力すること。
- (6) 防火線、巡視道および林道の破損防止ならびに小破修理
- (7) 造林保有のための事業に必要な労務の調達に協力すること。

2 乙は、造林地または造林木について、火災、盗伐、誤伐その他の加害行為および有害鳥獣ならびに病虫害による被害の発生したとき、またはそのおそれのあるときは、すみやかに甲に報告しなければならない。

3 乙が第1項または前項の義務をおこたつたため、造林地および造林木の管理に要する費用が著しく増加したときは、甲は当該増加額を乙に請求することができる。

(造林木以外の樹木の帰属)

第9条 この契約締結当時現存する樹木は、甲の指示する期日までに、乙において除去するものとする。ただし、双方が協議して存置し生育させる樹木はこの限りではない。

2 前項の期日までに乙が除去しなかった樹木は、同項のただし書きを除き、甲においてこれを除去しても、または造林木と共に生育させても乙は異議を申し立てないものとする。

3 前項の規定により、甲が造林木と共に生育させる樹木および契約締結後の自然に生じた天然生の樹木はすべて造林木とみなす。

(林産物の採取)

第10条 乙は、甲の承認を受けて造林地の下草、落葉落枝、保育のため除伐した枝条等を採取することができる。

(補助金等の申請および取得)

第11条 造林事業に対する補助金等は、甲が自己の名義により申請して、これを取得するものとする。

(森林国営保険等の加入)

第12条 造林木について、甲が必要と認める期間、甲の名義で甲を保険金受取人として森林国営保険等(以下「保険」という。)に加入するものとする。

2 前項の保険の保険料は甲が負担し、保険金は、甲が請求して受領するものとする。

3 甲は、前項の保険金を受領したときは、甲が引続き造林を行う場合は、甲に帰属させ、これを被災した造林地の再造林の費用にあてるものとし、この契約を解除する場合は、保険金から甲が負担した保険料金額、ならびに被災木の調査および保険金の請求に要した経費を差引いた金額を、第13条の規定による収益分収の割合で甲乙が分収するものとする。

(収益分収の割合)

第13条 造林木による収益は甲 割、乙 割の割合(以下「分収率」という。)で収入の都度分収する。

2 前項の収益とは、造林木の売払い代金、損害賠償金および損失補償金等から、次の各号の経費を差引いた金額とする。

(1) 造林木の売払代金については、材積調査および販売に要した経費(伐採、加工、運搬等を行ったときはこれに要した経費を含む。)

(2) 損害賠償金および損失補償金については、その請求に要した経費

(造林木の共有)

第14条 造林木は甲乙の共有とし、その持分の割合は前条の収益分収の割合に等しいものとする。

(地上権等の担保)

第15条 甲は、造林に必要な融資を受けるため、必要がある時は、地上権および造林木を担保に供し、また保険契約に基づく権利を質入れすることができるものとし、この場合において、乙は異議を申し立てないものとする。

2 乙は、造林木の持分を甲の承認を得なければ処分または担保に供してはならない。

(持分の処分)

第16条 乙は、造林地を処分しようとするときは、あらかじめ次の事項を記載した書面を提出して、甲の承認を求めなければならない。

(1) 処分しようとする土地

(2) 処分の目的

(3) 処分の相手方

(4) 処分の相手方が乙の権利、義務を承継する旨の誓約書

2 乙は、前項の処分を終ったときは、その旨を甲に届け出なければならない。

(相続があった場合の措置)

第17条 乙の側に相続が行われ、2人以上のものが、共同相続人となった場合には、共同相続人は、この契約に関する権利義務の行使に関し、共同相続人を代表するもの1名を選定し、その氏名を甲に通知しなければならない。

(造林地の貸付及び使用)

第18条 甲は、公用または公益の事業のため必要があるとき、または造林地の経営に支障がないと認めるときは、造林地の一部を貸付け、または使用させることができるものとする。

2 前項の場合において、有償で使用させたときは、その使用料については第13条の定めによって分収を行うものとする。

(解 約)

第19条 甲は、次の各号の1に該当する場合には、この契約を解約し、または変更することができる。

(1) 造林地を公用または公益の用に供する必要を生じたとき。

(2) 災害その他不可抗力により、契約の目的を達成することができなくなったとき。

(3) 乙がこの契約の条項に違反したため、事業の継続が困難になったとき。

2 前項の規定により解約する場合においては、造林地は適正に評価し、第13条の定めによって分収を行うものとする。

(契約締結前の原因による異議申立て)

第20条 甲乙以外のものが、この契約締結日前の原因により、造林地にかかわる異議の申立てまたは権利を主張する場合においては、乙においてすべて、その責に任ずるものとする。

(乙の住所または身分の変動等)

第21条 乙またはその承継人もしくは代理人は、次にかかげる事由が生じた場合は、遅滞なく甲にその旨を通知しなければならない。

(1) 住所、氏名（法人、団体の場合はその名称または住所）を変更したとき。

(2) 死亡または行為能力、その他身分上の変動（法人、団体の場合は解散、分併、廃置、分合または定款の変更）があったとき。

2 前項の手続きを怠ったことにより生じた損害は、乙の負担とする。

(紛争の処理)

第22条 この契約の履行について、甲乙間に紛争が生じたときは、鳥取県知事に申し出てそのあっせんを受けるものとする。

(管轄裁判所)

第23条 この契約について、当事者が民事訴訟を提起する場合の第一審議裁判所は、鳥取地方裁判所とする。

(その他の事項)

第24条 この契約の条項に定めない事項については、必要に応じ、甲乙協議の上これを定めるものとする。

この契約を証するため本契約書を2通作成し、記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 地上権者

乙 土地所有者